

青梅市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 17 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

民法の一部改正を踏まえ、結核医療給付金に関する所得要件にかかる規定について、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市国民健康保険条例の一部を改正する条例

青梅市国民健康保険条例の一部を改正する条例(昭和 34 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項中「20 歳」を「18 歳」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の青梅市国民健康保険条例の規定は、施行日以後の申請にかかる結核医療給付金の支給から適用し、同日前の申請にかかる結核医療給付金の支給については、なお従前の例による。